

**沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会の所管に属する
会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令）**

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第 4 条第 1 項第 2 号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第 5 条第 1 号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第 6 条の規定により報告する。

1 訓令の概要

会計年度任用職員の勤務条件等について必要な事項を定めた教育委員会訓令

- (1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成 20 年沖縄県教育委員会訓令第 22 号）
- (2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和 2 年沖縄県教育委員会訓令第 3 号）

2 改正の経緯及び必要性

人事院規則 15－15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1 項第 2 号に規定されている国の非常勤職員の特別休暇（官公署出頭休暇）について、対象範囲に「被害者参加人」を追加する旨の人事院規則の改正が行われ、令和 8 年 6 月 1 日に公布・施行された。

それに伴い、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 43 号）が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員においても同様に適切な支援を受ける機会が図られるよう、関係する規程を改正する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 次に掲げる訓令について、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合に特別休暇が取得できるようにするため、規定を整備する。
 - ア 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成 20 年沖縄県教育委員会訓令第 22 号）
 - イ 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和 2 年沖縄県教育委員会訓令第 3 号）
- (2) この訓令は、沖縄県公報への登載日から施行する。（附則）

4 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公 布 日 令和 8 年 7 月 31 日

施行年月日 令和 8 年 7 月 31 日

5 根拠法令

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号） 新旧対照表		
改 正 案	現 行	
（趣旨） 第1条 （略） （年次休暇以外の有給休暇） 第10条 （略） （1） （略） （2） 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間 （3）～⁽²³⁾ （略）	（趣旨） 第1条 この訓令は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（外国語指導助手を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。 （年次休暇以外の有給休暇） 第10条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 （1） （略） （2） 裁判員、証人、鑑定人、参考人_____等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間 （3）～⁽²³⁾ （略）	

新旧対照表（第2条関係）

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号） 新旧対照表		
改正案	現行	
（趣旨） 第1条（略） （年次休暇以外の有給休暇） 第9条（略） （1）裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間 （2）～⁽²⁾（略）	（趣旨） 第1条 この訓令は、外国語指導助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員であつて、沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務に従事する者をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （年次休暇以外の有給休暇） 第9条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 （1）裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u> </u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間 （2）～⁽²⁾（略）	